

15 議案第19号関係

おいらせ町道路占用料徴収条例 新旧対照表（抜粋）

改 正 案				現 行			
別表（第3条関係）				別表（第3条関係）			
占用物件		単位	占用料（円）	占用物件		単位	占用料（円）
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	<u>350</u>	法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	<u>360</u>
	第2種電柱		<u>540</u>		第2種電柱		<u>550</u>
	第3種電柱		<u>730</u>		第3種電柱		<u>740</u>
	第1種電話柱		<u>320</u>		第1種電話柱		<u>320</u>
	第2種電話柱		<u>500</u>		第2種電話柱		<u>510</u>
	第3種電話柱		<u>690</u>		第3種電話柱		<u>700</u>
	その他の柱類		32		その他の柱類		32
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	3		共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	3
	地下に設ける電線その他の線類		2		地下に設ける電線その他の線類		2
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	310		路上に設ける変圧器	1個につき1年	310
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	190		地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	190
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		<u>630</u>		変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		<u>640</u>

改 正 案				現 行			
	郵便差出箱及び信書便差出箱		<u>270</u>		郵便差出箱及び信書便差出箱		<u>270</u>
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>960</u>		広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>1,100</u>
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>630</u>		その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>640</u>
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	13	法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	13
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>19</u>		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>19</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>28</u>		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>29</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		38		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		38
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		57		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		57
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		76		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		76
	外径が0.4メートル以上0.7		130		外径が0.4メートル以上0.7		130

改 正 案				現 行			
	メートル未満のもの				メートル未満のもの		
	外径が0.7メートル以上1.0メートル未満のもの		190		外径が0.7メートル以上1.0メートル未満のもの		190
	外径が1.0メートル以上のもの		380		外径が1.0メートル以上のもの		380
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1	<u>630</u>	法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1	<u>640</u>
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.005を乗じて得た額	法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの	Aに0.008を乗じて得た額			階数が2のもの	Aに0.007を乗じて得た額
		階数が3以上のもの	Aに0.01を乗じて得た額			階数が3以上のもの	Aに0.008を乗じて得た額
	上空に設ける通路		<u>480</u>		上空に設ける通路		<u>530</u>
	地下に設ける通路		<u>290</u>		地下に設ける通路		<u>320</u>
	その他のもの		<u>630</u>		その他のもの		<u>640</u>
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日	<u>10</u>	法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日	<u>11</u>
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1	<u>96</u>		その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1	<u>110</u>

改 正 案					現 行				
			箇月				箇月		
令第7条 第1号に 掲げる物 件	看板（アーチである ものを除く。）	一時的に 設けるも の	表示面積1平方 メートルにつき1 箇月	<u>96</u>	令第7条 第1号に 掲げる物 件	看板（アーチである ものを除く。）	一時的に 設けるも の	表示面積1平方 メートルにつき1 箇月	<u>110</u>
		その他の もの	表示面積1平方 メートルにつき1 年	<u>960</u>			その他の もの	表示面積1平方 メートルにつき1 年	<u>1, 100</u>
	標識		1本につき1年	<u>500</u>		標識		1本につき1年	<u>510</u>
	旗ざお	祭礼、縁日 その他の 催しに際 し、一時的 に設ける もの	1本につき1日	<u>10</u>		旗ざお	祭礼、縁日 その他の 催しに際 し、一時的 に設ける もの	1本につき1日	<u>11</u>
		その他の もの	1本につき1箇月	<u>96</u>			その他の もの	1本につき1箇月	<u>110</u>
	幕（令第7条第4号に 掲げる工事用施設で あるものを除く。）	祭礼、縁日 その他の 催しに際 し、一時的 に設ける	その面積1平方 メートルにつき1 日	<u>10</u>		幕（令第7条第4号に 掲げる工事用施設で あるものを除く。）	祭礼、縁日 その他の 催しに際 し、一時的 に設ける	その面積1平方 メートルにつき1 日	<u>11</u>

改 正 案					現 行				
		もの					もの		
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1箇月	96			その他のもの	その面積1平方メートルにつき1箇月	110
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1箇月	960	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1箇月	1,100	
		その他のもの		480		その他のもの		530	
令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方	630	令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方	640
令第7条第3号に掲げる施設			メートルにつき1年	Aに0.034を乗じて得た額	令第7条第3号に掲げる施設			メートルにつき1年	Aに0.028を乗じて得た額
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートルにつき1	96	令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートルにつき1	110
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			箇月	63	令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			箇月	64
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路		占用面積1平方	Aに0.019を乗じて	令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路		占用面積1平方	Aに0.017を乗じて
	の路面下に設けるもの		メートルにつき1	得た額		の路面下に設けるもの		メートルにつき1	得た額
	上空に設けるもの		年	Aに0.024を乗じて		上空に設けるもの		年	Aに0.02を乗じて
				得た額					得た額
	地下（トンネルの上	階数が1の		Aに0.005を乗じて					

改 正 案				現 行			
	の地下を除く。)に 設けるもの	もの 階数が2の もの 階数が3以 上のもの		得た額			
				Aに0.008を乗じて 得た額			
				Aに0.01を乗じて 得た額			
	その他のもの			Aに0.034を乗じて 得た額	その他のもの		Aに0.028を乗じて 得た額
令第7条 第9号に掲げる施設	建築物	占有面積1平方 メートルにつき1 年	Aに0.019を乗じて 得た額	令第7条 第9号に掲げる施設	建築物	占有面積1平方 メートルにつき1 年	Aに0.017を乗じて 得た額
	その他のもの		Aに0.014を乗じて 得た額		その他のもの		Aに0.012を乗じて 得た額
令第7条 第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	占有面積1平方 メートルにつき1 年	Aに0.024を乗じて 得た額	令第7条 第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	占有面積1平方 メートルにつき1 年	Aに0.02を乗じて 得た額
	その他のもの		Aに0.014を乗じて 得た額		その他のもの		Aに0.012を乗じて 得た額
令第7条1 1号に掲げる応急 仮設建築	トンネルの上又は高架の道路の 路面下に設けるもの	占有面積1平方 メートルにつき1 年	Aに0.019を乗じて 得た額	令第7条1 1号に掲げる応急 仮設建築	トンネルの上又は高架の道路の 路面下に設けるもの	占有面積1平方 メートルにつき1 年	Aに0.017を乗じて 得た額
	上空に設けるもの		Aに0.024を乗じて 得た額		上空に設けるもの		Aに0.02を乗じて 得た額

改 正 案				現 行			
物	その他のもの		Aに0.034を乗じて 得た額	物	その他のもの		Aに0.028を乗じて 得た額
令第7条第12号に掲げる器具		占用面積1平方 メートルにつき1 年	Aに0.034を乗じて 得た額	令第7条第12号に掲げる器具		占用面積1平方 メートルにつき1 年	Aに0.028を乗じて 得た額
令第7条 第13号に 掲げる施 設	トンネルの上又は高速自動車国 道若しくは自動車専用道路（高 架のものに限る。）の路面下に 設けるもの	占用面積1平方 メートルにつき1 年	Aに0.019を乗じて 得た額	令第7条 第13号に 掲げる施 設	トンネルの上又は高速自動車国 道若しくは自動車専用道路（高 架のものに限る。）の路面下に 設けるもの	占用面積1平方 メートルにつき1 年	Aに0.017を乗じて 得た額
	上空に設けるもの		Aに0.024を乗じて 得た額		上空に設けるもの		Aに0.02を乗じて 得た額
	その他のもの		Aに0.034を乗じて 得た額		その他のもの		Aに0.028を乗じて 得た額
備考				備考			
1 令とは、道路法施行令（昭和27年政令第479号）をいう。				1 令とは、道路法施行令（昭和27年政令第479号）をいう。			
2 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。				2 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。			
3 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち				3 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち			

改 正 案	現 行
3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。 4 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。 5 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。 6 Aは、近傍類似の土地の地方税法（昭和25年法律第226号）第380条の規定により本町に備え付けられた固定資産課税台帳に登録された価格を表すものとする。 7 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが<u>0.01平方メートル</u>若しくは<u>0.01メートル</u>未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに<u>0.01平方メートル</u>若しくは<u>0.01メートル</u>未満の端数があるときは、<u>0.01平方メートル</u>又は<u>0.01メートル</u>として計算するものとする。	3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。 4 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。 5 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。 6 Aは、近傍類似の土地の地方税法（昭和25年法律第226号）第380条の規定により本町に備え付けられた固定資産課税台帳に登録された価格を表すものとする。 7 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが<u>1平方メートル</u>若しくは<u>1メートル</u>未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに<u>1平方メートル</u>若しくは<u>1メートル</u>未満の端数があるときは、<u>1平方メートル</u>又は<u>1メートル</u>として計算するものとする。